真岡市行政評価システム
評価対象年度　平成31年度

事務事業マネージメントシート

作成日　令和2 年 05 月 15 日

事務事業名	保健事業(健康家庭表彰)	担当	市民生活部　国保年金課　国民健康保険係
政策名	C　思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり	増補版施策名	
施策名	6　健康づくりの推進	■ 実施計画上の主要事業	
関連個別計画		事業期間	□ 単年度のみ
法令根拠	国民健康保険法、真岡市国民健康保険条例、真岡市国民健康保険表彰規則		■ 単年度繰返（開始年度　昭和34 年度～）
予算科目	2.国民健康保険特別会計 / 8.保健事業費 / 2.保健事業費 / 1.保健衛生普及費		□ 期間限定複数年度（　年度～　年度）
事業概要	国民健康保険法に基づく保健事業の一事業として健康家庭表彰事業を行っている。 国民健康保険税を完納し１年間医療機関に受診しなかった世帯に対し、真岡市国民健康保険表彰規則に基づき記念品を贈り、健康管理に対する更なる意識の高揚を図る。 ・平成１５年度までは記念品に加え、井頭温泉の利用券を買い上げて対象者宅に郵送していたが、１６年度から井頭温泉の利用券について出来高払い方式に変更し、実際の利用に対し支払うようにした。 ・平成１９年度から記念品を商品券とした。 ・平成３０年度から記念品廃止、温泉券@５３０×５枚を配布。		

1. 現状把握の部　(1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）

31年度実績
健康家庭表彰事業として、国保税を完納し、1年間医療機関で受診のなかった世帯に、井頭温泉利用券５３０円×５枚を送付。

2年度計画
３１年度に同じ
井頭温泉利用金額が５３０円→５５０円に値上がり。

⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移

	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
ア	健康家庭表彰世帯数	世帯	596	542	548	503	550
イ							
ウ							
エ							
オ							

②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

国民健康保険加入世帯

⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移

	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
ア	国民健康保険世帯数（４月１日現在）	世帯	12,549	12,247	11,961	11,662	11,429
イ							
ウ							
エ							
オ							

③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

被保険者が健康家庭表彰を機会に、更なる健康に対する意識をもってもらう。

⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移

	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
ア	表彰率＝表彰世帯数/国保世帯数	%	4.7	4.4	4.6	4.3	4.6
イ							
ウ							
エ							
オ							

④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか）

自分の健康に関心を持ってもらい、疾病予防や増大する医療費の抑制につなげることにより、健康で元気に暮らしてもらう。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移

	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
ア	健康で元気に暮らしている市民の割合	%	83.9	82.9	82.8		
イ							
ウ							
エ							
オ							

(2) 総事業費の推移

			単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳 国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	2,816	2,641	345	432	476
	事業費計（A）		千円	2,816	2,641	345	432	476
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	77	77	77	77	77
		人件費計（B）	千円	320	320	321	311	311
	トータルコスト(A)+(B)		千円	3,136	2,961	666	743	787

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？いつごろどんな経緯で開始されたのか。	国民健康保険法の規定により、市町村は保健事業を行うことになっており、その１事業として表彰事業を実施した。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・昭和５９年の国保法の改正で、健康教育、健康相談、健康診査等と被保険者のニーズに適した保健事業の具体例が示された。 ・平成２０年度から、７５歳以上の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、国保加入者数が減少した。また、退職者医療制度は平成２６年度で廃止が決定され、経過措置として、該当者が６０歳から７４歳までから６０歳から６４歳までとなった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	